

大野町放課後児童健全育成事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

大野町では、放課後児童健全育成事業の運営についてより充実したサービスの提供を目的として、豊富な知識、経験、技術を有する民間事業者から企画の提案を受け、委託事業者（以下「受託候補者」という。）の選定を公募によるプロポーザル方式で実施する。

1 業務概要

（業務名）

大野町放課後児童健全育成事業業務委託

（目的）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る。

（業務内容）

放課後児童健全育成事業

詳細は大野町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照。

（予算上限額）

総額 338,743,000 円以内とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

令和 8 年度：63,616,900 円

令和 9 年度：65,607,200 円

令和 10 年度：67,670,800 円

令和 11 年度：69,810,700 円

令和 12 年度：72,037,400 円

※本委託業務は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業であり、本業務にかかる消費税及び地方消費税は消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項及び別表第 2 第 7 号ロに該当するため、非課税として取り扱う。

（業務場所）

仕様書に記載する大野町放課後児童クラブ（以下「放課後クラブ」という。）

（契約期間）

契約日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※ただし契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間を開設準備期間とし、支援員等の確保、備品の確認などを行うものとする。なお、開設の準備にかかる費用は、受託候補者の負担とする。

(担当課)

〒501-0592

岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地

大野町教育委員会学校教育課

電話 0585-34-1111 (内線 274)

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次の要件すべてに該当するものに限る。

- ・町の入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当しないこと。
- ・公募開始日以降官公庁から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ・落札決定の日までにおいて、大野町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成 26 年 3 月 20 日要領第 1 号)に基づく停止措置の期間中でないこと。
- ・会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・自社または自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- ・大野町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 22 年 12 月 1 日)の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。

3 公募型プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルは原則、次の日程で行うものとする。

令和 7 年 10 月 14 日 (火)	プロポーザル実施の公表
令和 7 年 10 月 20 日 (月)	質問受付開始、参加申込受付開始
令和 7 年 10 月 29 日 (水)	質問書の受付締め切り
令和 7 年 11 月 7 日 (金)	質問書の回答
令和 7 年 11 月 14 日 (金)	参加申込期限
令和 7 年 11 月 19 日 (水)	提案資格確認結果の通知日
令和 7 年 11 月 21 日 (金)	提案書受付開始
令和 7 年 12 月 2 日 (火)	提案書提出期限

令和 7 年 1 2 月中旬（予定）	審査委員会（ヒアリング及び評価）
令和 7 年 1 2 月下旬（予定）	受託候補者選定結果の通知
令和 8 年 1 月中旬（予定）	契約の締結
令和 8 年 1 月下旬（予定）	運営開始に向けての事前調整・準備

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次の方法により受け付ける。

（質問受付期間）

令和 7 年 10 月 20 日（月）～令和 7 年 10 月 29 日（水）のうち開庁日の
午前 9 時から午後 5 時まで

（提出方法）

質問書（様式第 2 号）に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。なお、電子メールの表題は「事業者名 プロポーザルに関する質問」とし、送信した旨の電話連絡を行うこと。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

（提出先）

大野町教育委員会 学校教育課 kyoiku@town-ono.jp

電話 0585-34-1111（内線 274）

（質問に対する回答）

令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 5 時に町ホームページにて公表する。

5 参加申込等

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「提案意向者」という。）は、提案資格審査のために下記期間中に以下の書類を 1 部提出すること。

（参加申込期間）

令和 7 年 10 月 20 日（月）～令和 7 年 11 月 14 日（金）のうち開庁日の
午前 9 時から午後 5 時まで

（提出書類）

- ・ プロポーザル提案意向申請書（様式第 1 号）
- ・ 受託経歴一覧（様式第 3 号）
- ・ 会社概要（様式第 4 号）
- ・ 直近 1 年分の国税（納税証明書その 3 の 3）及び地方税（法人住民税及び法人事業税）の納税証明書
（本社・本店分のみ提出。ただし、支社・支店が提出する場合は、支社・支店分を含む。）※提出日前 3 か月以内のものに限る
- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は全部事項証明書）

- ・定款

(提出先及び提出方法)

担当課に持参すること。

※参加申込期間に提出されない場合は受け付けない。

(提案資格の確認及び結果の通知)

提出書類により、提案資格の審査を行い、提案意向者全員に対し結果（様式第7号）を通知する。また、必要に応じて警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。

※プロポーザル提案資格確認結果通知日：令和7年11月19日（水）

6 提案書の提出等

本プロポーザルの提案資格確認結果後、事業内容を提案する事業者（以下「提案者」という。）は、事業提案内容を説明する次の書類（以下「提案書等」という。）を紙媒体にて7部（正本1部・副本6部）提出すること。

なお、提案書等はA4サイズ（A3折り込み可）を原則とし、各説明資料の提案書等の記載内容については別紙を参照すること。

(提出書類)

- ・提案書等の提出について（様式第5号）
- ・見積書（様式第6号）
- ・企業理念に関する説明資料
- ・経営状況に関する説明資料
- ・支援の必要な児童への対応及び危機管理に関する説明資料
- ・放課後クラブの運営に関する説明資料
- ・児童の健全な育成を図るための強みとしている育成支援プログラムに関する説明資料
- ・支援員等の確保、雇用、管理に関する説明資料
- ・支援員等の研修計画に関する説明資料
- ・保護者・学校・地域との連携に関する説明資料
- ・会社案内のパンフレット（あれば提出）

(受付期間)

令和7年11月21日（金）～令和7年12月2日（火）のうち開庁日の午前9時から午後5時まで

(提出先及び提出方法)

担当課に持参すること。

7 提案書等の提出における注意事項

- ・提案書等やプレゼンテーションで使用する資料に業者名、ロゴマークそ

の他提案者名を識別可能な表示をしないこと。

- ・プロポーザル提案意向申請書の提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。
- ・提案者は提案書等の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- ・見積書については、予算上限額の範囲内とし、超過した場合は失格とする。

8 プロポーザルの審査

プロポーザルの審査は、大野町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

（審査委員会の日程）

令和7年12月中旬（予定）

（審査委員会の場所）

大野町役場2階 公室（予定）

（プレゼンテーション及び質疑応答）

審査委員会は、提案者による提案内容の説明（以下「プレゼンテーション」という。）と審査委員会によるヒアリング審査（以下「ヒアリング審査」という。）を行う。

- ・各提案者の出席者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは20分以内とする。
- ・プレゼンテーション時において、追加資料の提出は認めない。
- ・プレゼンテーション時、パワーポイント等を利用する場合について、プロジェクター、スクリーンの貸し出しは行うが、パソコン等その他必要機器については提案者で持参すること。また、環境設定等は提案者側で行うこと。
- ・プレゼンテーション後、ヒアリング審査の質疑応答の時間を20分間設ける。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容は、町がICレコーダー等で記録するものとし、記録内容については、非公開とする。

【審査委員会の時間の流れ】

各提案者の審査・・・60 分間

(入室・準備等 10 分)

(プレゼンテーション 20 分)

(ヒアリング審査 20 分)

(退室・片付け等 5 分)

(採点 5 分)

※提案者数に
応じて繰り返し

※審査員の休憩等は入室・準備等の 10 分間とする

(審査基準・採点基準)

- ・審査における評価項目、評価基準、配点及び採点基準は、別表のとおりとする。
- ・審査委員会は、別表に従い評価を行い、採点し、各審査委員会委員が採点した総点数を合計した点数(総合点)により、各提案者の順位を決定する。
- ・同点の場合は、見積書の金額が最も安価なものを第1位とする。
- ・見積書の金額も同額の場合は、見積書の金額以内で再度見積書の提出をさせ、最も安価なものを第1位とする。当該順位について、審査委員会は町長に報告する。
- ・ただし、総合点が、評価満点の60%以上であることを最低基準とする。

(受託候補者の決定及び結果の公表)

町長は、審査委員会の報告に基づき、受託候補者と次点候補者を特定する。選定結果は全提案者に「結果通知書」にて通知するとともに、後日、大野町ホームページにて公表する。

ホームページでの公表内容は、受託候補者について、事業者名及び総合点を公表する。次点候補者として特定、もしくは特定外となった提案者については、事業者名は公表せず、総合点のみを公表する。

9 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効となる場合があるので留意すること。

- ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・著しく信義に反する行為を起こした場合
- ・会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ・審査委員会と不正な接触をするなど、審査の公平性に影響を与える行為が

あった場合

- ・公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- ・その他要領に違反した場合

10 その他

- ・プロポーザルに参加する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ・プロポーザルで使用した提出書類は返却しない。
- ・提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができものと
し、受託候補者を選定する以外の目的に使用しない。
- ・書類等提出後の記載内容の追加、修正は認めない。
- ・業務の実施に当たっては、仕様書及び提案書に記載された内容に基づき行
うこと。ただし、仕様書及び提案書において業務内容の変更等を行う際
には、町及び受託候補者が協議し、実施するものとする。
- ・業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託、又は請け負わせるこ
とはできない。
- ・本プロポーザルに関わる事前説明会は開催しない。

(別表) 大野町放課後児童クラブ業務委託プロポーザル審査表

	評 価 項 目	評 価 基 準	配点
①	企業理念	①本業務に対する考え方	5
②	経営状況実績	①安定的な運営の継続 ②放課後クラブの運営実績	5
③	危機管理体制	①児童の安全衛生管理 ②個人情報に関する管理 ③事故発生時の対応、予防の体制 ④いじめ・虐待に係る対応	10
④	運営内容	①運営時における適切な遊びや生活の場の提供および支援内容 ③安心・安全に事業運営をおこなうための工夫 ④児童の多様性や人権に配慮した運営内容 ⑤事業サービスの向上や安定したサービスを提供するための取組	25
⑤	支援員等の人材確保	①支援員等の人材確保の方策とその確実性 ②支援員等の配置計画 ③支援員等のバックアップ体制 ④支援員等の雇用形態や処遇・待遇 ⑤支援員等の管理・指導体制	15
⑥	支援員等の研修計画	①支援員等の教育・研修計画	10
⑦	学校等との連携	①学校や地域との連携体制	10
⑧	保護者への対応	①保護者との関わりや情報交換 ②保護者からの苦情・要望対応	10
⑨	提案価格	①338,743千円以内	10
		合計点数	100

	採 点 基 準	評 価 点
A	大変優れた内容である	配点×1.0
B	優れた内容である	配点×0.8
C	平均的な内容である	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

※提案価格については、予算上限額における提案価格の価格帯（％）に応じて評価を行う。（計算方式・・・提案価格／予算上限額×100）

※小数点第2位を四捨五入

	採 点 基 準 【価 格 帯（％）】	評 価 点
A	予算上限額における提案価格の価格帯が 88％未満	配点×1.0
B	予算上限額における提案価格の価格帯が 88％以上～91％未満	配点×0.8
C	予算上限額における提案価格の価格帯が 91％以上～94％未満	配点×0.6
D	予算上限額における提案価格の価格帯が 94％以上～97％未満	配点×0.4
E	予算上限額における提案価格の価格帯が 97％以上～100％以内	配点×0.2